

第三者評価結果

事業所名：グローバルキッズ十日市場園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 全体的な計画は、児童福祉法などの趣旨をとらえ、子どもの人権尊重について明記しているほか、保育所保育指針が示している養護に関わる配慮事項、教育における0歳児の3つの視点、1歳以上児の5領域についての保育のねらいと配慮事項を記載しています。全体的な計画は、月2回実施している連絡会等での職員の意見を踏まえ、園長と主任が中心となって修正しています。また、法人の保育理念、園で設定している保育方針、保育目標に基づいて作成しています。年度末には、年間の振り返りを通して全体的な計画の見直しを行い、次年度の計画の作成につなげ、各クラスの年間指導計画の作成に反映できるよう職員間で確認を行っています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 各保育室は、園庭に面した大きな窓から日差しが入り、開放的で明るい空間となっています。部屋全体を見渡せるよう、テーブルや椅子、背の低い棚などを配置して子どもが安全に遊べるように環境整備を行っています。職員は、温湿度計をこまめにチェックして適切な空調管理と換気を行っているほか、衛生管理に関するマニュアルに沿って保育室内や手洗い場、トイレなど、各場所の清掃と消毒を適切に実施し、常に清潔な状態を保っています。マットやハンモック、クッションを設置したり、物入れを活用して子どもが入り込めるスペースを作ったり、クールダウンのために廊下の一隅を利用するなど、子どもが気持ちを安定させ、落ち着いて遊べるよう環境づくりを工夫しています。給食後は、清掃、消毒を丁寧に行ってから午睡の準備を行い、ロールカーテンで部屋の明るさを調整するなどして子どもたちが心地よく入眠できるよう配慮しています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 職員は、日々の保育の中で子どもの様子を注意深く観察し、一人ひとりの個性や個人差などを把握するよう努めています。0～2歳児クラスでは育児担当制を導入し、より細やかに関わりを持ちながら、子どもへの理解を深めており、クラス内で子どもの様子を報告し合ったり、記録を共有するなどして、職員間で共通理解を持って一人ひとりの状況に応じた保育を提供できるようにしています。子どもの思いを受容しながら、信頼関係を深めていき、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう配慮しています。せかす言葉や制止する言葉を用いないよう、園内研修などで確認し合っており、子どもを待たせないよう時間差をあえて作って活動の切り替えを行うなど工夫しています。また、子どもの年齢や発達段階に応じて、わかりやすい言葉遣いで声かけを行うことや声の大きさ、トーンなどについても事例を取り上げて学び合い、実践につなげています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 個別的な関わりや少人数での対応を中心に、子ども一人ひとりの状況に合わせて声かけや援助を行っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、自分でできた達成感を感じられるよう、見守りながらさりげなく援助するようにしています。嫌がる時などは、無理強いせずに対応することを職員間での共通認識として保育にあたっています。ごっこ遊びの中で職員が洋服のたたみ方の見本を見せるなど、子どもが楽しみながら覚えられるよう工夫しています。病気の予防や健康な体作りのために、食事や栄養の大切さ、うがいや手洗いの習慣化の必要性などを子どもが理解できるよう、絵本などを用いるなどしてわかりやすく伝えています。クラスごとに作成しているデイリープログラムでは、静と動のバランスを考慮して一日の流れを設定し、子どもの動きに対する職員の動きと配慮事項を記載して職員間で共有化を図り実践につなげています。	

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		a
<コメント> 各保育室には、子どもの年齢や興味、関心に応じておもちゃや絵本を準備しているほか、制作に使う素材や道具などを準備して、子どもが好きな遊びや制作ができるよう環境整備を行っています。広い園庭では、花壇の花々や昆虫などの自然を感じながら、築山で上り下りをして楽しんだり、ボールを使って遊んだりしています。室内でもマットなどを使って運動コーナーを作り、遊びの中で身体を動かすことができるようにしています。3、4歳児は合同保育を行っていますが、ほかのクラスでも朝夕の自由遊びの時間帯などに異年齢と一緒に遊ぶ機会があり、子どもたちは思いやりや憧れの気持ちを育みながら成長しています。職員がごみの分別方法をわかりやすく教えたり、横浜市交通局が来園して交通マナーを学ぶなど、社会的ルールを身につけられるようにしています。緑区の子育てイベント「みどりっこまつり」には、5歳児の子どもたちが参加して地域の人と触れ合う機会を設けています。		
【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 0歳児クラスでは、育児担当制を導入し、授乳やおむつ替え、食事の介助などを一対一で丁寧に関わりながら対応しています。子ども一人ひとりの「日課表」を作成し、個々の生活リズムを大切にして援助を行い、表情やしぐさ、喃語に対して応答的に関わりながら、愛着関係を築けるように保育にあたっています。保育室には、音が出るおもちゃや感触を楽しむおもちゃを用意したり、子どもの目線で壁かけのおもちゃを設置したり、わらべうたを取り入れるなどして、子どもが興味、関心を広げていきながら、ゆったりと遊べるよう配慮しています。保育士は子どもの体調面や離乳食の進め方などについて、看護師や栄養士は子どもの様子を共有して連携を図っており、個々の発達に応じた適切な保育を実施できるよう努めています。保護者とは、日々の登降園時での会話や連絡帳アプリでのやり取りを通して子どもの状況を伝え合い保育に生かしています。		
【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 1、2歳児クラスでも育児担当制を導入しており、個別の日課表を作成して一人ひとりの状況に応じた保育を実践しています。1歳児の子どもたちは、少しずつ友だちと一緒に遊ぶことの楽しさを感じながら、電車や車のおもちゃ、ブロックなどをして遊んでいます。2歳児になると、友だちとやり取りを楽しみながらごっこ遊びをするなどしています。職員は、子どもが自由な発想でイメージを広げて遊べるよう、一緒に遊びながら言葉かけを行うなどして援助しています。職員は、子どもがより遊び込める環境づくりについて話し合っており、子どもの様子を見ながらコーナー設定を変更したり、おもちゃや絵本を入れ替えたりして環境整備を行っています。子ども同士の小さな揉め事の際は、双方の思いを汲み取って職員が代弁するなどして仲立ちしています。トイレトレーニングについては、家庭での様子や保護者の意向を確認しながら子どものペースに合わせて進めています。		
【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 3、4歳児クラスでは、合同保育を行っており、カードゲームなどルールのある遊びを一緒にやりながら覚えたり、なわとびを順番に飛ぶことを教わるなど、3歳児は4歳児から刺激を受けながら、様々なことを吸収して成長しています。皆で輪になって座り、テーマを決めて自分の考えを発表する活動の中で、4歳児は皆の前で発表したり友だちの意見を聞いて共感することを覚えていき、3歳児も4歳児の様子を見ながら保育士の質問に対して手をあげて回答するという一連の流れを覚えていきます。5歳児クラスでは、運動会でソーラン節を踊り、保護者などに披露しています。練習では互いに励まし合い教え合うなどしており、本番で力いっぱい演舞して一つのことを一緒にやり遂げる達成感を感じ自信につなげています。保護者には行事を通して子どもたちの成長を伝えており、園のホームページには保育内容などを掲載し地域に向けて発信しています。		
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 園内は、ほとんど段差のない造りとなっており、みんなのトイレを設置するなど障害のある子どもが安心できる環境を整備しています。障害のある子どもに対しては、クラスの指導計画と関連付けて個別の支援計画を作成しており、日々の子どもの成長の様子などは個別記録に記載しています。横浜市北部地域療育センターの巡回相談があり、助言を受けて保育に生かすようにしています。子ども同士が互いに育ち合うことができるように配慮しています。保護者とは、随時個別面談を実施するなどして情報共有し、子どもへの対応方法などを確認しています。職員は、障害のある子どもの保育に関する法人研修や外部研修に参加し、研修内容を職員間で共有し専門知識を深められるようにしています。子どもの成長や発達に関する心配事がある場合はいつでも相談対応することなどを入園時に保護者に伝えています。		

【A10】 A－１－（２）－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 全体的な計画や指導計画に、「長時間にわたる保育」について配慮事項を明記して、必要な援助を行えるようにしています。各クラスのデイリープログラムには一日の生活を見通して連続性に配慮した内容を設定し、保育の実践につなげています。18時以降は、全クラス合同で過ごし、日常的に異年齢での関わりを多く持っているため、子どもたちは落ち着いて過ごすことができます。マットを用いて横になれるスペースを作り、スキンシップを多くとるなどして、ゆったりと家庭的な雰囲気の中で過ごしています。降園時間や保護者の希望に応じて、夕食か補食を選んでもらい提供する体制となっています。職員間の引き継ぎは、クラスごとの健康観察記録や事務室の業務連絡ノートを用いて行っているほか、各自のスマートフォンアプリを活用して連絡事項を伝え合っています。	
【A11】 A－１－（２）－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
＜コメント＞ 全体的な計画や5歳児クラスの指導計画のほか、アプローチカリキュラムを作成し、就学に向けた活動内容や配慮事項を記載しています。食事の場面などで時計を意識して行動できるよう促したり、活動の中で手紙を友だちに宛てて書くことで自然に文字に親しめるようにしたり、午睡時間を徐々に減らしていくなどしています。小学生が学校の様子を紹介しているビデオを一緒に見たり、近隣の保育園の年長児とファックスを通してしりとり遊びを行うなど、直接会って交流ができない中でも、子どもが小学校生活に見通しが持てるよう取り組んでいます。保護者へは、随時相談を受けるなどして就学に向けた配慮事項を確認し、不安の解消につなげています。小学校の教員とは電話でのやり取りを中心に情報交換を行うなどして連携を図っています。保育所児童保育要録は担任職員が作成し、主任が確認後、園長が最終確認を行って就学先の小学校に郵送しています。	
A－１－（３） 健康管理 【A12】 A－１－（３）－① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
＜コメント＞ 子どもの健康管理に関するマニュアルと年間保健計画を整備し、日々の健康観察や保健指導を行っています。登園時に入手した保護者からの情報、看護師及び職員の観察により、一人ひとりの健康状態を把握して、看護師は、保健日誌に記載しています。また、子どもの体調や配慮事項など、職員間で共有が必要な情報は、各クラスの健康観察記録に記載しています。保育中の体調悪化やけがの際は、速やかに保護者に連絡をして事後の対応について相談し、次の登園時にその後の経過を確認しています。既往症や予防接種の状況などは保護者に申し出てもらい、看護師や職員が児童票に追記して職員間で情報共有しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策として、チェック表を用いて呼吸や顔色などの確認を行っています。健康管理に関する園の方針や取組内容、乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策などについては、入園時に保護者に説明しています。	
【A13】 A－１－（３）－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ 嘱託医による健康診断と歯科健診を年に2回ずつ、身体測定は毎月実施しています。健康診断と歯科健診の結果は、児童表に記載して個別にファイリングし、職員間で情報共有しています。感染症の予防策として、手洗いやうがいの指導を行っているほか、食事や栄養の大切さを絵本を用いるなどして子どもにわかりやすく伝えています。保護者に対しては、連絡帳アプリで個別に結果を伝えており、必要に応じて看護師や担任職員が口頭で報告するなどしています。子どもへの配慮事項などがある場合は、園と家庭で連携を図りながら対応にあたっています。健康診断や歯科健診の前に、保護者からの相談や質問を受け付け、嘱託医からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから子どもの体調などについて、電話で相談するなどして連携を図っており、嘱託医の助言を保育に生かせるようにしています。	
【A14】 A－１－（３）－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞ 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と園のアレルギー対応マニュアルに基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。また、生活管理指導表を定期的に提出してもらい、医師の指導に基づいた対応を行っています。食物アレルギーのある子どもに対しては、園長や看護師、栄養士、保護者で随時面談を行うなどして子どもの状況を共有し、対応方法を確認しています。食事を提供する際は、トレイや食器の色を変え、名札を置き、調理職員と保育士でダブルチェックと声出し確認を行って事故防止に努めています。食事中は、席の配置に配慮して職員が必ずそばに付いて対応しています。園内研修では、マニュアルに沿って事故発生時の対応方法を確認しているほか、外部研修の情報などを共有したり、他園での事故事例を採り上げて事故防止策を確認するなどしています。重要事項説明書のアレルギー対応についての記載内容を入園時に保護者に説明しています。	

A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
【コメント】		
食育年間指導計画を作成し、旬の食材に触れる機会を作ったり、食事のマナーを伝えたり、近隣の畑を借りて野菜を栽培するなど、年齢に応じて様々な食育活動を行っています。園では一人ひとりの生活リズムや活動の進み具合などに応じて時間差を作って食事をしており、子どもたちは、自分のペースで気持ちを切り替え、落ち着いて食事をする事ができています。3～5歳児クラスでは、子どもが自分で食べられる量を職員に伝えて量を加減し、苦手な食材などは一口から少しずつ食べられるよう声かけを行って援助し、食べることができたときは褒めて子どもの自信につなげています。年齢に応じて大きさや重さ、形状を考慮した陶器の食器を使用しています。保護者へは連絡帳アプリを通じて献立表を配信したり、食育活動の様子を伝えているほか、日々の給食サンプルの写真を毎日アプリで配信して、保護者が確認できるようにしています。		
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
【コメント】		
法人の栄養士は、カウプ指数から、子どもの発育状況を把握して給与栄養量の見直しを適切に行い、法人で統一の献立表を作成しています。栄養士や調理職員は、各クラスを回って子どもたちの食べている様子を確認したり、感想を聞いたりしているほか、保育士との日常的なやり取りを通して、子どもの好き嫌いなどを把握するようにしています。毎月の給食会議でも子どもたちの喫食状況について情報共有し、食材のカット方法や味付け方法、盛り付け方法などについて意見交換を行うなどして調理方法の改善につなげています。旬の食材を多く使い、七夕やハロウィン、クリスマスなど、四季折々の行事食を取り入れて、季節感のある献立作りを工夫しています。給食に関する衛生管理マニュアルを整備し、マニュアルに基づいて、給食室内の清掃及び消毒、食材の管理などを適切に実施し、子どもたちが安心しておいしく給食を食べることができるよう努めています。		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携		第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
【コメント】		
職員は降園時の会話の中で、子どもの様子をできるだけ詳しく保護者に伝えるよう心がけています。0～2歳児クラスでは、連絡帳アプリで毎日情報交換しており、3～5歳児クラスでは必要に応じて連絡帳アプリでの情報交換を行っています。各クラスの活動の様子を写真とコメントを用いて、ドキュメンテーションの形で毎日アプリで配信しているほか、運動会や発表会などで子どもたちの取組の様子を見てもらい、保護者と園で子どもの育ちを共有できるようにしています。保護者懇談会では、園の保育の方向性やクラスごとの保育のねらい、活動内容などを伝えています。個別の面談は、年に一度実施しているほか、保護者の希望に応じて随時対応し、面談内容を記録して個別にファイリングして職員間で共有しています。日常的なやり取りの中で、職員間で共有が必要な事項があった場合は、業務連絡ノートや健康観察記録に記載して、必要な職員が確認できるようにしています。		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
【コメント】		
園長はじめ職員は、保護者とは丁寧に対応することを心がけ、保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めています。保護者からの相談を受け付ける方法として、連絡帳アプリや電話、口頭のほか、園長と直接やり取りができるツールなどがあることを保護者に周知しています。内容によっては、保護者の都合に合わせて日時を設定し面談形式で相談に応じており、必要に応じて園長や主任が同席して対応したり、看護師や栄養士が対応して専門的な立場からアドバイスをしたりしています。また、必要があれば緑区こども家庭支援課の相談窓口など外部機関を紹介しています。相談内容などについては詳細に記録して職員間で共有し、継続的にフォローができるようにしています。職員は、保護者対応に関する外部研修に参加しており、研修内容を職員間で共有し適切な対応方法などについて知識を深めています。		
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
【コメント】		
保育者実践ガイドブックや危機管理マニュアルに虐待防止に関する早期発見のポイントや発見時の対応方法について明記し、職員間で確認し合っています。また、外部研修に参加して研修内容を職員間で共有しています。登園時や着替え、おむつ替えなどの際に、身体の状態を確認しているほか、子どもの言動や服装、保護者の様子などを観察し、家庭での虐待等権利侵害の早期発見に努めています。保護者の様子で気になることがある場合は、声かけを行うなどして保護者が話しやすい雰囲気を作り、悩み事を聞くなどして気持ちに寄り添いながら対応しています。虐待等権利侵害の可能性がある場合は、速やかに主任、園長に報告し、対応方法を協議しており、経過や状況を写真も用いて記録しています。また、緑区こども家庭支援課や横浜市北部児童相談所と連携を図り、対応方法などを協議しています。		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
＜コメント＞	
各クラスの月案ミーティングに園長も参加し、職員間での話し合いを通じて保育実践の振り返りを行っています。各クラスの振り返りの内容は、連絡会などで伝え合っているほか、会議ノートを通して全職員で共有するなどして互いの意識向上につなげています。職員個々の自己評価は、法人で定めている階層別の評価シートを用いて毎年1月頃に実施しています。評価シートには、スキル・能力、丁寧な保育、自己肯定感、チーム保育などの項目が設定されており、各自が自己点検を行ったあと、園長が評価を行っています。園では、自己評価の結果を踏まえて職員個々のスキルアップを図りながら、全体の組織力を向上させることを課題として捉えており、会議の持ち方や園内研修の充実などについて園長と主任が中心となって検討を進めています。今後はさらに、職員個々の自己評価の結果を反映させて園としての自己評価を実施することが期待されます。	